

せん定作業委託特記仕様書

| | |
|-------|-----------------------|
| 委託業務名 | 令和7年度森林研究所所内整備せん定作業委託 |
| 委託番号 | 第2号 |
| 履行場所 | 勝田郡勝央町植月中地内（森林研究所所内） |
| 履行期間 | 契約締結日～令和8年3月19日まで |

第1 総則

1 この工事は、設計図書並びに岡山県土木工事共通仕様書及び森林土木専門工事共通仕様書によるほか本特記仕様書により施工しなければならない。

土木工事共通仕様書または森林土木専門工事共通仕様書と重複する場合は本仕様書が優先し、明示の無い事項又は疑義を生じた事項については、監督員の指示又は承諾を得るものとする。

なお、土木工事共通仕様書、森林土木専門工事共通仕様書は次に掲載されている。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/60/>

第2 せん定作業

- 1 請負者は、設計図書に基づき、剪定を行うこと。
- 2 現場着手に先立ち監督員の立会を求め、内容を理解してから着手すること。
- 3 剪定木周辺及び剪定木内に生育している対象木以外の草木は、刈払いを行うこと。
- 4 対象樹木の作業中には、周辺樹木を傷つけることのないよう注意して作業を行うこと。
- 5 樹種の如何を問わず、枯枝・病気の枝・絡み枝を全て外して掃除した状態にし、徒長した枝を切り戻し作業を行い、仕立ての高さや枝の密度について、樹種、植栽場所に相応しい形に整える。
- 6 著しく樹勢が衰えているものに対し、施肥が必要と判断された場合には、複合肥料を施す。
- 7 剪定時の発生材を搬出する際には、適切な処理を行うこと。
- 8 作業写真のうち着手前の写真是、監督員の立会確認を受ける直前または直後に撮影したものとする。また、監督員の立会状況写真是これとは別に撮影したものとする。
- 9 プラスチック杭を損傷させた場合は、同等のものを復元すること。

第3 その他

- 1 設計図書により、上記の各方法と異なる作業を指示している場合は、監督員に具体

的方針について協議すること。

2 作業写真

以下の事項に留意し、森林土木専門工事共通仕様書（森林土木工事写真撮影基準）により写真管理を行うこと。

（1）作業箇所の全景

作業前、作業後が対比できるように撮影すること。写真は数カ所から撮影してもよい。

（2）近景

代表的な箇所について作業ごとに作業前、作業中、作業後と同じ角度から対比できるように撮影すること。

また、撮影時にはポール等を設置し寸法が確認できるようにすること。

（3）撮影位置を示した図面を作成すること。

3 記載した事項のほか細部については、別途協議すること。

第4 報告及び備付け書類

1 作業前に、下記書類を速やかに提出しなければならない。

（1）作業計画書

（2）実施工程表

2 請負者が備付けなければならない帳簿及び記載事項

（1）作業日誌（天候、人夫就労状況、作業内容、県監督員の監督指示事項）

3 完成時には、次の書類を提出しなければならない。

（1）完成届 （1部）

（2）完成写真 （1部）

（3）作業写真 （1部）

作業前、徒長した枝の状況、作業状況、作業後

（4）出来高調書 （1部）

ア 成果図（せん定箇所写真位置図）※樹種、本数等を記入すること。

イ 成果表

（5）監督日誌 （1部）

（6）工程表（最終） （1部）

（7）その他参考資料等 （1部）

※なお、作業写真等については必要に応じて略図等を加えた説明を記載すること。

また、様式は原則A4版とし、インデックス等により見出しを付けること。